

第 32 号議案

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の件  
神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例  
神戸市中央卸売市場業務条例（令和 2 年 4 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（開設者による売買取引の結果等の公表）</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 市長は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）に係る次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用、</u></p>	<p>（開設者による売買取引の結果等の公表）</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

市場の揭示場への揭示その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場の取扱品目のうち食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等(市場において取扱予定のないものを除く。)

(2) 前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。